



1986年4月、現在も使用する高田馬場のマンションの一室に「在宅看護研究センター」が開業する。だが、日本で初めての試み。多くの問題に直面する。

開業を決意してから「有合会社の作り方」という本を頼りに、会社設立の準備を続けました。営利目的ではないのに有合会社にするのは抵抗がありました。少ない資金で法人格が取れる手段は他にないと妥協しました。

定款に書いた事業の目的は以下のようなものでした。

- 1 訪問看護
- 2 在宅看護に関する相談
- 3 退院後の慢性疾患の継続指導
- 4 地域看護に関する講習会の指導
- 5 在宅における看護の仕方の指導
- 6 前各号に付帯する一切の事業



開業後はナースや一般の人たち対象のセミナーも企画。積極的に外へ出ていくことを考えた

登記には目的の變更が必要となりまして、3は削除され、1は「看護に必要な器具の販売」に修正しました。販売をする気はありませんでしたが登記官の「行わなくてもいいのだから」という助言に従いました。登記できるだけで満足するしかない状況でした。

開業してからも問題は山積みでした。登記には目的の變更を何度も読んだ結果、たどり着いたのが「訪問看護依頼書」を作成する方法です。医師が依頼書の中の必要な看護項目に○をつけ、医療行為は細かな点まで記載した指示を書き添えてもらう。それを持って、私たちが患者さんの元を訪れることにしたのです。

開業には賛否両論があった。看護職の中には「看護を売るなんて」「赤十字の『人道・博愛の精神』はどこへいったの」と言う人もいました。私たちが開催した集会にやって来て「君たちがやることしていることは違法だよ」と

会社設立、登記官は「訪問看護って何ですか」

開業後も問題山積、医師からは賛否両論

一般からの励まし支えに 理解者も増える

これを持って登記所へ行ったのですが、登記官は「訪問看護って何ですか」「看護婦は開業できないんじゃないですか」と質問してきます。一生懸命説明する私に同情した登記官は厚生省（現厚生労働省）に問い合わせられました。厚生省も初めてのことで戸惑っていたようです。

厚生省のある人から「看護婦は施設を一步出たら家政婦と同じ」と言われました。「開業するには医師を置かなくてはならないですね」と言われた時には思わず「それでは看護婦の国家資格って何ですか」と聞き返しました。

開業するにも医師との連携が必要となる。それが現実でした。法

発言した医師もいました。もちろん医療関係者にも応援してくれる人はいました。特に退院後の継続看護の重要性を実感していた専門医たちは、とても協力的でした。看護界の大先輩には「私がかもって若かったらやっていたと思う」と声をかけられました。

④

開業ナース、患者を自宅へ

何より一般の人たちからの励ましがうれしかった。私たちが開いた「心温かな医療と看護を語り合う集い」には大勢の方が参加してくれました。「あなたたちの出番はもう来ているんですよ」という

（聞き手は編集委員 大谷真幸）